



令和 8 年度 世田谷区地域文化芸術振興事業補助金 募集要領

申請期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 4 月 1 5 日（水）消印有効

申請方法

オンライン手続き（電子申請）、郵送

問い合わせ先

世田谷区文化・国際課（文化・芸術行政担当）

〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5 梅丘分庁舎 3 階

TEL 03-6304-3427 / 8 時 30 分～17 時（平日のみ）



目次

● はじめに.....	2
● 募集内容.....	2
1. 応募対象団体.....	2
2. 補助対象事業.....	3
3. 補助金額.....	5
4. 補助対象経費.....	5
5. 申請.....	7
6. 審査方法及び審査基準.....	8
7. 補助金の交付.....	8
8. 実績報告.....	9
● その他（注意事項等）.....	9
1. 補助について.....	9
2. 事業の変更・中止.....	9
3. チラシ・ポスターへの表示.....	9
4. 広報協力.....	10
5. 交流事業への参加依頼.....	10
● スケジュール.....	11
● <申請書記入例>.....	12

はじめに

世田谷区では、『区民の文化・芸術活動の支援』や『文化・芸術によるまちの賑わい・魅力の創出支援』の取組みを進めるため、まちの賑わいや魅力づくりを目指す文化・芸術事業に対して、補助金を交付します。皆様のご応募をお待ちしております。

※事業の実施については、令和8年度当初予算の成立を前提とします。

今後の予算の成立状況等によっては、本募集要領の内容に変更が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。

募集内容

1. 応募対象団体

次の(1)～(4)のすべてを満たす団体が対象です。

- (1) 補助金の交付対象となる事業を行う団体であること。
(複数の団体からなる実行委員会形式の団体なども含みます。)
- (2) 主に区内在住者、在勤者、在学者で構成され、事務所もしくは活動の主な拠点が区内であること。
- (3) 過去に文化芸術振興事業を実施した実績があること。
- (4) 事務所の所在地、会員、総会等の団体の運営に関する意思決定方法、資産及び会計に関する事項を明らかにしていること。

<対象外>

次の事例に該当する場合は、対象となりません。

- 暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者。

2. 補助対象事業

音楽、美術、演劇、ダンス、パフォーマンス、伝統芸能、伝統・歴史文化体験事業などの文化・芸術活動で、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 令和8年8月から令和9年2月までに、区内で実施する事業または、オンラインで実施する事業であること。
- (2) オンライン事業の場合は、以下の条件を満たす必要があります。
 - ・区内にある施設を会場として使用すること。
 - ・参加型体験事業であること（単なる映像配信事業は対象外です。）
- (3) 区民に身近な場所で文化及び芸術に親しむ機会を提供する事業であること。
- (4) 広く区民等に周知され、区民等の鑑賞または参加の機会が提供されること。
- (5) まちなぎわいや魅力づくりを目的とした文化・芸術事業であること。
- (6) 公共性及び公益性を有するものであること。
- (7) 以下の事項に該当しないこと
 - ◆ 営利を目的とした事業、政治的又は宗教的な宣伝意図を有するとみられる活動
 - ◆ 団体の定期発表会や懇親という趣が強い事業及び特定の者だけが参加する事業
 - ◆ 「世田谷区地域文化芸術振興事業補助金」に類する区、国又は他の地方公共団体の助成金等を受け、又は受けることを予定している事業
 - ◆ 過去に3回以上「世田谷区地域文化芸術振興事業補助金」の交付を受けている事業

<注意事項>

- ※ 補助は、1団体当たり1事業です。
- ※ 「けやきネット」（世田谷区施設利用案内システム）利用施設での事業実施はできません（世田谷文化生活情報センターワークショップルームを除く）
- ※ 区立公共施設での事業実施の場合、世田谷区の名義使用による施設使用料減免はできません

・・・・・・・・対象事業の例は、次ページをご覧ください。

♪♪ まちのにぎわいや魅力づくりを目的とした文化・芸術事業の例 ♪♪

♪ 新たな文化・芸術ジャンル等に区民が触れるきっかけになる事業

⇒将棋大会を通じて多世代交流を図るとともに、伝統文化の継承を狙いとして将棋大会を開催する。

⇒区民の参加・体験の拡充を図り、ハワイの文化を楽しく学び、体を動かしながら交流できるフラダンスを通して、初心者を対象に、フラダンスのワークショップとその成果を発表するコンサートを開催する。

♪♪ 地域コミュニティを広く巻き込んだ事業

⇒イベントの企画や当日の会場設営を地域のボランティアで行い、地域コミュニティの活性化につながることを期待される事業。

⇒地域の学校、福祉施設、商店街との協力体制・交流も考えている事業。

♪ まちのにぎわいを期待できる事業

⇒誰もが気軽に音楽に触れられるように、区内のホールや商業施設など、まちなかで音楽コンサートを開催する。

⇒世田谷美術館区民ギャラリーでグループ展を開催するとともに、地域の店舗と連携し店舗内に絵画作品等を展示することで、地域にアートを取り入れ、活性化を図る。

♪♪ オンライン事業

⇒世田谷を題材としたオリジナル絵本の読み聞かせオンラインワークショップ。読み聞かせの後、参加者同士で感想など意見交換を行う。

⇒オンライン合唱イベントを開催し、自宅にしながら気軽に合唱を楽しむことができる機会をつくる。

3. 補助金額

(1) 区内で実施する事業

1 事業あたり、補助対象経費の 1 / 2 以内 (上限 20 万円)

(2) オンライン事業

1 事業あたり、補助対象経費の 1 / 2 以内 (上限 10 万円)

※区内で事業を実施するとともに、あわせてオンライン配信も行う場合は、1 事業あたり、上限 20 万円 (補助対象経費の 1 / 2) で申請いただけます。

※事業経費の実績額が交付決定の内容を下回り、補助金交付額に変更が生じる場合は、交付した補助金の一部又は全部を返還していただきます。

4. 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助対象事業 (申請事業) の実施に必要な不可欠な経費を補助します。補助の対象となる経費は、次のとおりです。

項目	内容
① 会場・設備費	事前準備場所や発表場所の使用料、設備費など
② 謝礼金(※)	アーティスト等出演料、講師謝礼など
③ 物品費	使用備品借用費など
④ 消耗品費	用紙、封筒、文房具、記録媒体購入費、手指消毒液など
⑤ 複写・印刷費	資料や広報物等の印刷費、コピー代など
⑥ 通信費	広報物や書類等の郵送費、切手代など
⑦ 委託料(※)	舞台設営、照明、チラシデザイン料など
⑧ 撮影・配信費	オンライン配信に係る撮影費、配信費など (事業記録用は除く)
⑨ その他	大型機材等運搬費、ボランティア保険料、著作権使用料など

※② 謝礼金・⑦委託料について

- ◆ 団体構成員以外の専門家に依頼する場合の費用が対象となります。
- ◆ なお、文化事業という特性上、謝礼についての上限は設けていませんが、著しく高額な場合には認められない場合があります。

(2) 補助対象外経費

補助の対象とならない経費のうち主なものは、次のとおりです。

- 飲食費
(例) 食事、菓子、飲料等の参加者に提供する飲食費
団体の会議や講師との打ち合わせ等での飲食費
- 事業終了後個人の所有となり、個人の利益となる物品
(例) 参加賞品など単に参加者に提供するだけの物品の経費
- 補助事業よりも、主に団体の普段の活動で使用される物品の購入費
(例) 事務用のパソコン、補助事業以外にも使う事務机、椅子などの備品
団体で継続実施している事業の継続に必要な経費
- 交通費 (アーティスト等の出演料代わりに交通費は除く。)
- 人件費 (団体構成員以外へのアーティスト出演料や一時的な応援スタッフ等への謝礼は除く。)
(例) 団体構成員・関係者への謝礼・経常報酬
- 通信費のうち、団体自体の活動を紹介するホームページの維持管理経費等
- 事務所など家賃、光熱水費等の経常経費

(3) 領収書について

事業終了後の実績報告の際、補助対象経費に係る領収書 (領収書の記載があるレシートも可) 等を提出していただきますので、忘れずに保管しておいてください。

- ① 領収書はすべて原本をご提出ください (コピー後に返却します)。
- ② 現金払いを基本としますが、
クレジットカード払いの場合は、
 - 申請者本人名義のもののみが対象です。
 - 領収書のほか、別途「カード利用明細書の写し」及び「クレジットカード決済口座の通帳の該当部分の写し」も併せてご提出ください。
 - 補助事業当日までに口座引き落としされたものが対象です。QRコード決済 (PayPay 等) や交通系 IC 等の電子決済の場合は、
 - 申請者本人名義のもののみが対象です。
 - 「利用明細書の写し」も併せてご提出ください。
- ③ 領収書には、次の①～⑤の記載と⑥の領収印が必要です。

<領収書に記載が必要な事項>

- ① 宛名 (「申請団体名」「申請者名」「申請団体名 + 申請者名」のいずれか)
- ② 領収金額
- ③ 領収年月日 (補助事業当日までの日付)
- ④ 内訳 (購入品名、数量等)
- ⑤ 領収者住所・氏名 (店名・事業所名等)
- ⑥ 領収印 (外国籍などの方で印をお持ちで無い場合はサインで代用可能)

5. 申請

(1) 申請期間

令和8年4月1日（水）から4月15日（水）まで（消印有効）

(2) 必要書類

- ① 地域文化芸術振興事業補助金交付申請書（第1号様式）
※オンライン手続きの場合は不要
- ② 見積書（第1号様式の別紙）※16ページの記入例参照
- ③ 「定款・規約・会則等」団体の目的や運営方法が分かる書類
- ④ 過去に実施した事業の内容が分かる資料（チラシ、実績報告書等）
※過去に文化芸術振興事業を実施した実績がある団体が応募対象です。
- ⑤ 今年度及び前年度の収支状況資料（予算書、決算書等）
※前年度実績がない場合は、直近の事業年度（前々年度等）
- ⑥ 今年度の事業計画書（様式任意）
※団体が実施する全ての事業が記載された計画書
- ⑦ 申請時チェックシート（指定様式）

<注意事項>

- ※ 修正液・修正テープは使用不可。（訂正は代表者印で）
- ※ 申請書類は、下記「(3)申請書類のダウンロード先」の最新様式をご使用ください。
- ※ 提出前に、⑦申請時チェックシートで必要書類に漏れがないかご確認ください。

(3) 申請書類のダウンロード

上記(2)必要書類のうち、

「①地域文化芸術振興事業補助金交付申請書②見積書⑦申請書類チェックシート」の様式は、世田谷区のホームページよりダウンロードできます。

【URL】 <https://www.city.setagaya.lg.jp/02408/20919.html>

※世田谷区ホームページのトップページにある検索窓からページ番号「20919」を入れて検索すると上記URLのページが表示されます。

(4) 申請先

①オンライン手続きの場合

「Logo フォーム」の電子申請サービスを利用して、インターネットから申請を受け付けます。

申請先の URL は、令和8年4月1日（水）8時30分に、区ホームページに公開します。（<https://www.city.setagaya.lg.jp/02408/20919.html>）

②郵送の場合

〒156-0043 世田谷区松原 6-3-5 梅丘分庁舎 3階 世田谷区 生活文化政策部 文化・国際課（文化・芸術行政担当）宛」までご提出ください。

6. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

本募集要領に記載する申請の要件について、要件適合の有無を確認後、地域文化芸術振興事業審査会で審査し、補助金交付の可否を決定します。結果は、申請のあったすべての団体へ可否を通知します。

※申請書類に基づく書類審査とします。

※審査員は、世田谷区生活文化政策部長及び区職員で構成されます。

(2) 審査基準

次に掲げる項目に基づき、申請内容について総合的に審査・採点します。

- ① 令和8年8月から令和9年2月までに実施できる事業であり、「地域文化芸術振興事業補助金」の趣旨に合致した活動であるか(事業の目的)。
- ②実施可能な事業計画・スケジュールであるか(事業の企画内容)。
- ③組織的に事業を実施し、団体の会計が確立しているか(事業の実施能力)。
- ④補助限度である3回の事業終了後の継続性があるか(事業の将来性)。

※ なお、①～④の項目を満たしていても、申請いただいた事業すべてに対して補助金を交付するわけではありません。

※ 申請内容の審査については、創意工夫の有無、地域的な広がりや発展の有無などを重視します。

※ 審査結果内容等に関するお問い合わせには応じられません。

7. 補助金の交付

- ◆ 補助金の交付が決定した団体には、「交付決定通知書(第2号様式)」及び補助金の請求に必要な書類を送付します。「交付決定通知書(第2号様式)」に記載の決定日から20日以内に請求書類を文化・国際課へご提出ください。
- ◆ 内容確認後、指定金融機関口座へ振り込みます。なお、振込先の口座名義は、団体名又は団体名を冠した代表者名のみに限らせていただきます。

8. 実績報告

(1) 提出書類

補助事業終了後 20 日以内に、次の書類を提出してください。

- ① 「実績報告書（第 8 号様式）」
- ② 「収支報告書（第 8 号様式の別紙）」
- ③ 領収書（6 ページ「5. 補助対象経費（3）領収書について」を参照ください。）
- ④ 事業内容が分かる資料（チラシ、パンフレットなど）（実績報告時点で未提出の資料がある場合）

その他（注意事項等）

1. 補助について

- 同一事業の補助は、**3 回を限度**とし、毎年度申請に基づき審査し、補助事業者を決定します。補助金交付限度回数を経過した後も継続して自主活動できるよう、計画的な事業運営や団体活動の基盤強化を図ってください。
- 毎年審査を行うため、3 年間の補助金の交付決定をお約束するものではありません。

2. 事業の変更・中止

- 補助金交付決定通知を受領後、事業内容や金額を変更又は中止する場合は、事前に文化・国際課に相談し、承認を得てください。
- 申請内容をもとに審査し、交付決定をしておりますので、変更内容によっては、交付決定の取消しや交付した補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。

3. チラシ・ポスターへの表示

- 補助金の交付を受けることに決定した団体は、団体独自に作成するポスター、チラシ、プログラム、看板や広報誌等に以下(1)または(2)を必ず明記してください。

(1) 『令和 8 年度世田谷区地域文化芸術振興事業補助金の補助を受けています』

(2) 『令和 8 年度世田谷区地域文化芸術振興事業補助金事業』

4. 広報協力

- 補助事業は、以下の広報手段にて、掲載・配布等のご協力をします。
 - (1) 区のホームページ（世田谷芸術百華）への掲載
 - (2) 区立施設（出張所・まちづくりセンター・図書館等）へのチラシ配布
 - (3) 各総合支所（開催地域の支所）の公式X（旧 Twitter）での配信
 - (4) 広告付き映像モニター（デジタルサイネージ）への掲載

※各総合支所くみん窓口、各出張所、モデル実施まちづくりセンター（池尻・松原・用賀・船橋）の待合スペースのモニターにイベント情報を掲載します。

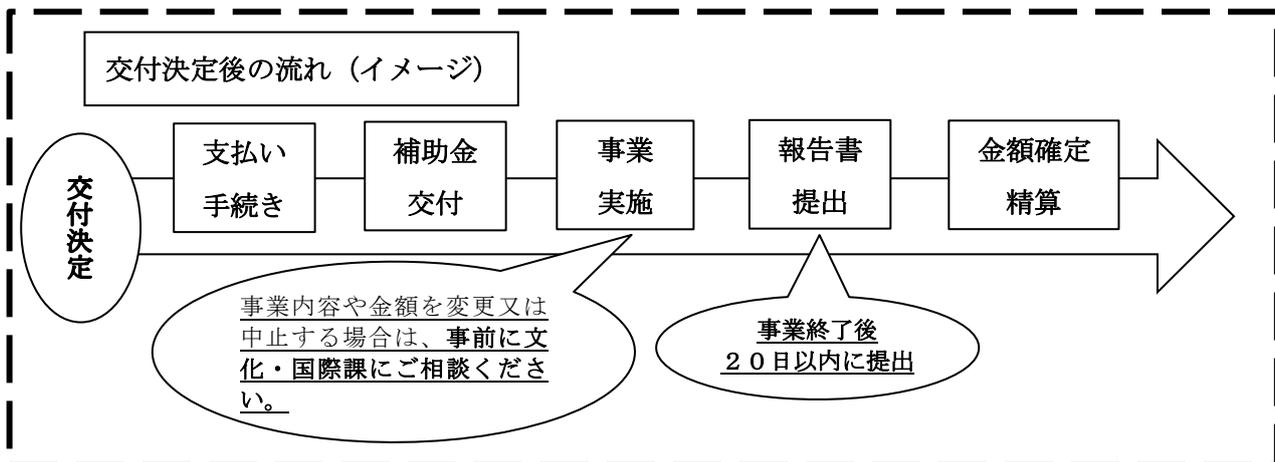
5. 交流事業への参加依頼

- 令和8年度に、文化・芸術活動団体の交流イベントを企画しており、文化・国際課から参加依頼をさせていただく可能性がございます。

スケジュール

日 程	内 容
令和8年4月1日（水）	申請受付開始
4月15日（水）	申請受付締切
5月上旬～中旬	審査、決定通知送付 ※審査結果は、すべての申請団体に通知します。
5月下旬～6月上旬	「補助金交付請求書（第4号様式）」提出
6月上旬～中旬	補助金交付
8月～令和7年2月	事業実施
令和9年2月28日（日）	事業終了期限(最終)

※「補助事業実績報告書」は、事業終了後、必ず20日以内に提出してください。



<申請書記入例>

第1号様式（第6条関係）

令和8年4月15日

地域文化芸術振興事業補助金交付申請書

世田谷区長 あて

フリガナ	チイキブンカゲイジュツシンコウジギョウ		
団体名	地域文化芸術振興事業		
代表者住所	〒 156-0043 世田谷区松原 6-3-5	担当者住所	〒 156-0043 世田谷区松原 6-3-5
	TEL: 03-6304-3427 mail: setagaya@××.co.jp	担当者住所	TEL: 03-6304-3427 mail: setagaya@××.co.jp
フリガナ	セタガヤ ○○	フリガナ	マツバラ △△
代表者職氏名	団体内での職名 [理事長] 世田谷 ○○	担当者氏名	会計 松原 △△

地域文化芸術振興事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請をします。

記

事業に要する経費	520,000円
(内補助金申請額)	(200,000円)
事業名称	演劇体験ワークショップ及び発表会
実施方法	① 区内で実施する事業 2. オンラインで配信する事業 3. 区内及びオンラインで配信する事業
事業目的	体験型事業をとおして、地域の人同士の交流を図り、演じることの楽しさや自己表現による達成感と、人と人の一体感を生む。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 初めて演劇に挑戦する人、これまでに演劇の経験がある人など、参加者の誰もが、演劇の基礎から楽しく学べる体験型ワークショップ（計5回）を実施する。最終回には、ワークショップの成果を発表する「ミニ発表会」を行う。 ● 参加者が自ら演劇を体験することで、演劇への興味や関心を深める。 ● また、ワークショップを連続して行うことで、参加者同士の交流が生まれ、地域コミュニティの活性化を図る。
参加見込み人数	50人（予定）

実施会場の収容人数ではなく、参加見込み人数をご記載ください。

<p>【今回の事業実施に向けて、力を入れることや、達成したい目標について記載してください】</p> <p>演劇を通して他者とのコミュニケーションを図ることで、まちの知り合いを多く作り、共通の目標を達成することで充足感、連帯感を高めることを目指し、初めて芝居を体験する人も参加しやすいようなプログラムの内容の工夫に力を入れる。</p>
<p>【広く区民に周知するための具体的な広報手段について記載してください】</p> <p>当団体のHP及びX（旧：Twitter）での周知に併せて、駅貼りや近隣店舗へのポスター掲示、世田谷区広報板の地域コーナーへの掲示など、幅広く周知していく。</p>
<p>【本事業を継続・発展していくための工夫について記載してください】</p> <p>演劇体験ワークショップを通じて、多世代の方に親んでもらえるように、体験コースを対象年齢別で募集したり、親子で参加できるコースを設けたりしている。また、本格的に演劇の道へ進むきっかけづくりとして、学校や地域の町会などと連携し、定期的に演劇教室を開催している。</p>
<p>【その他の特記事項やPRしたい点など自由に記載してください】</p> <p>演劇では、普段できない表情や身体の動きを体験できるのが魅力です。昨年開催した際には、「演劇を通して、より深いコミュニケーションがとれて楽しかった」「演劇を本格的に始めてみたい」などと参加者から好評の声が多く挙がったため、本事業を毎年継続していきたいと思えます。</p>

【過去に同一事業で地域文化芸術振興事業補助金を受けたことがある団体のみ記載してください】

<p>前回の地域文化芸術事業について</p>	<p>(1) 前回の事業の効果及び実績</p>	<p>前回の事業では、計4回実施し、小学生から大人まで80名が参加した。親子で参加する方も多く、参加者のアンケートからは、「子どもの普段見えない表情が見られた」や「子どもとのコミュニケーションが深まった」などの感想があり、参加者の90%から「満足した」という回答を得られた。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">新規申し込みの団体は、記載不要です。</p>
	<p>(2) 前回申請からの変更点（事業発展のため新たに工夫や追加したことなど）</p>	<p>前回は、初心者も経験者も同じクラスで実施したが、一部からは、「内容が難しい」との声も挙がった。そのため、誰もが満足してもらえるように、今回からワークショップのはじめに、初心者向け講座を実施する。</p> <p>また、地域コミュニティの活性化を図るため、ワークショップ終了後に、30分程度の交流会を開催する。</p>
	<p>(3) 事業の継続理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・演劇体験ワークショップを継続していくことで、新規参加者だけではなく、継続参加者も増加し、〇〇地域のコミュニティの構築が期待できると考えているため。 ・前回は予約枠が1週間ほどで埋まり、参加できなかった人も多数であったことから、より多くの方に体験機会を提供し、演劇に触れてほしいと考えているため。

事業実施スケジュール

具体的に記載してください。

時期	内容
令和8年 7月 8月 9月 10月●●日 11月 ●日 11月●●日 11月 12月 ●日 12月●●日 令和9年 1月	会場予約 ワークショップ講師の選定・スケジュール調整 チラシ・ポスター作成 参加者募集（団体ホームページ、会場及び駅や広報板へのチラシ・ポスター掲示など） 第1回ワークショップ（演劇の基礎・発声についてなど） 第2回ワークショップ（芝居の作り方など） 第3回ワークショップ（表現力を学ぶなど） 成果発表会の観覧者募集（団体ホームページ、会場のチラシ・ポスター配架など） 第4回ワークショップ（発表会に向けた準備） 第5回ワークショップ（成果発表会） 団体ホームページに事業報告を掲載 世田谷区に事業報告書を提出
事業実施日時	令和8年10月●●日（●曜日）～令和8年12月●●日（●曜日） 計10回（1日2回）、各回10時～12時、14時～16時
場所（収容可能人数） ／入場料等の有無	■■■■■（ ××人）／入場料等 無・ <input checked="" type="checkbox"/> （×××円）

団 体 概 要			
設 立 時 期	平成●●年	団 体 員 数	8名
事務所又は 主な活動場所	東京都世田谷区松原 6-3-5		
主な活動内容 及び実績	演劇公演の主催、ワークショップなど。 ●●年●月 公演「×××××」開催 (■●ホール) ●●年●月 「△△ワークショップ」開催 (□□□) ●●年●月 公演「◇◇◇◇◇」開催 (■●ホール)		

団体概要で記載した「団体員数」全員分を記載してください。
 行数が足りない場合は、“行を足す”または”別紙で団体名簿（様式任意）を提出”してください。

団 体 名 簿				
	氏 名	所 属 団 体 (複数団体で構成されている場合)	住 所	在勤・在学場所 (住所が世田谷区外の場合)
1	(代表者)			
2				
3				
4				
5				

世田谷区では、世田谷区暴力団排除活動推進条例に基づき、暴力団排除活動を推進し、区民等の安全で平穏な生活の確保等に努めております。

そのため、暴力団員による不当な行為を防止したり、不当な影響を排除したりするために必要な場合には、補助金の交付決定をしないこと又は交付決定の取り消し、また、関係機関からの意見聴取を行うことがあります。

<見積書記入例>

第1号様式の別紙

見 積 書

【支 出】 P5記載の費目ごとに計上
(支出がない項目は記載不要)

全体として 1/2以下になって
いけばよいので、項目ごとに全て
1/2になる必要はありません。

費 目	金 額 (単位:円)		内 容 ・ 内 訳
	予 算 額	内補助金申請額	
【対象経費】			
会場・設備費	200,000	80,000	使用料(ワークショップ) @30,000×4日 ホール使用料@80,000×1日
謝礼金	100,000	50,000	講師謝礼 20,000×5日×1名
消耗品費	20,000	10,000	封筒、ラベルシート、画用紙代
複写・印刷費	80,000	0	チラシ20,000部(区公共施設等)、 チケット印刷代
通信費	40,000	10,000	チラシ発送代、郵券代
委託料	60,000	50,000	チラシデザイン委託
小 計	500,000	200,000	
【対象外経費】			
その他事務費	20,000		交通費、振込手数料など
小 計	20,000		
合 計	520,000	200,000	

内容・内訳は、出来る限り
単価×人数×回数等を記載。

【収 入】

費 目	金 額 (単位:円)	内 容 ・ 内 訳
補助金	200,000	
参加費	160,000	ワークショップ 2,000×50人 成果発表会 大人 1,000×50人、 子ども 500×20人
自己資金	160,000	
合 計	520,000	

この事業に掛かる総経費
【収入】【支出】の合計額は
同額になります。